

【悪魔】 聞いたところでは、小・中・高等学校で「法教育」を行うべきだ、という意見が強くなっているそうですね。中央教育審議会の資料なども出ているようですが、どのようなものなのですか？ これまで行われてきた「法学教育」とは違うのですか？

【天使】 論者によって少しずつ見解が異なるようだが、「法教育」という言葉は、法律の専門家でない一般人が法や司法制度の基礎となっている考え方を学ぶことを指しており、専門家を養成するための「法曹教育」とは区別されている。要するに、一般人が法の価値観や司法制度の意義について考えることによって社会参加をしていくことを、教育としての側面から捉えるものだ。

【悪魔】 相変わらず言葉だけが空回りしているような気がするんですがね。なぜ法の基本的な考え方を身につけるのに、「法曹」と「一般人」とを区別する必要があるんですか？ 「法」の基本的な考え方や社会の中での意味について知っている必要があるのは、専門家であるかど

悪魔と天使の 法学入門

筑波大学准教授 星野 豊

第13話

「初等中等法教育」は 必要か

うかに関係がないはずでしょう？ むしろ、これまでの専門家に対する教育の中で、このような基本的なことがきちんと教えられてきたのかどうか、もう一度確かめてみる必要があるんじゃないでしょうか？

【天使】 これまでのわが国の社会は、社会の中での価値観が比較的安定しており、特に一般人においては紛争を法的に解決することを敬遠する傾向まであったから、法曹養成教育の中でも、やや知識に偏重した教育が行われてきた感が否めない。

それに対して近時は、政策的に自由競争が促進され、国際化もますます進展しているが、そのような傾向に半ば必然的に伴って発生する法的紛争に対して、公正なルールに則った透明性の高い解決が必要とされるようになっていく。このため、国民の一人一人が法や司法制度の意義を十分理解し、紛争解決に際して法制度を能動的に活用する心構えを身につけることが重要だとされているのだ。

【悪魔】 ますますわからないですね。社会の

中で法が持っている基本的な意味について考えることと、日常生活の中で具体的に起こった紛争を現行司法制度を使って解決することを、単純に結び付けていませんか？ 自由競争だとか国際化だとか聞こえのよい言葉が並べられているようですが、「法教育」とやらで教えられる「法」というのは、「紛争解決の手段」という意味なのですか？ それでは「法」という言葉の持っている意味としては狭すぎるでしょう？ 仮にそうだととしても、価値観の違う相手との紛争に対して、果たして「法的に公正」な解決が本当にできるのかどうか、もっと慎重に検討しなければいけないでしょう？ 単に紛争を解決するだけであれば、戦争や国際交渉を見るまでもなく、暴力と妥協で解決する方がよほど早いわけですからね。

【天使】 価値観の違う相手を合理的に説得できることこそが法の持つ真の意義であり、紛争解決に多少の困難や紆余曲折があつたとしても、暴力や妥協に安易に頼らずに法的に公正な解決を志向することが、文明社会の基本的な前提となる。そのためには、日常生活の中で「法」と



は何かを自覚的に認識する必要がある、自己の権利や義務に対して自律的に行動する姿勢を身につけなければならない。このようなことから、初等中等教育の中で、現行法制度の概要と共に法の意義について学習しておくことが、国民の健全な法意識を醸成し、成熟した社会を形成させる原動力となるものと考えられる。

【悪魔】 紛争を積極的に裁判所に持ち込む社会のことを「成熟した社会」と呼んでいいのかわるか、じっくり考えてみる必要があると思いますよ。それに第一、「法」を支えている価値観は、社会の中でのいろいろな知識や感覚が複雑に組み合わさってできているわけですから、それらを十分教えないうちに、子どもたちにはきなり「法とは何か」という調子で一つの考えを頭の上から教えることで、本当に効果があるんでしょうか？ 法律の専門家が「国民の法意識」という言葉を使う時は、どうも自分たちの職業的な価値観をほかの人に押し付けているように思えてならないんですが、「初等中等法教育」でも同じことが起こってしまうんじゃないでしょうかねえ。